

第 4 期 標津町地球温暖化防止実行計画

(事務事業編)

令和 5 年度～令和 9 年度

令和 6 年 3 月

北 海 道 標 津 町

第1章 実行計画策定の背景

- 1. 地球温暖化問題と防止に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 前計画の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 第4期実行計画の基本的事項

- 1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 計画の期間及び基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1. 燃料の使用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 目標

- 1. 温室効果ガス総排出量の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

第5章 具体的な取り組み

- 1. 日常的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 2. 将来的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7

第6章 実行計画の推進・点検・公表

- 1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 2. 職員に対する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 3. 点検評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 4. 公表・・ 1 8
- 5. 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8

第1章 実行計画策定の背景

1. 地球温暖化問題と防止に向けた取り組み

地球の温度は太陽から放出される熱の何割かを二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収することにより一定の温度を保っている。

地球温暖化は大気中の温室効果ガスの濃度が増加することによって、大気に吸収される熱が増加し、地表面の温度が上昇する現象である。

急激な気温の上昇により、海面水位の上昇に伴う陸域の減少や、豪雨や干ばつなどの異常気象が増加や、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などの地球環境への影響が予測されている。

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効された。

これを受けて締約国会議が始まり、1997年には地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、各国の温室効果ガスの削減目標を具体的に示した「京都議定書」が採択された。

この中で、日本は温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年までの5年間に1990年レベルの数値から6%削減することを国際公約した。

この目標達成に向けて、日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」を平成11年4月に施行している。この法律では、地球温暖化対策への取り組みとして、すべての地方公共団体は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を策定することが義務付けられた。

この法律に基づき温室効果ガス削減目標の達成に寄与するため、環境保全に関して担うべき役割及び行動の意義を認識し、自主的、積極的な取り組みを進め、地球環境保全に貢献するため「標津町地球温暖化防止実行計画（事務・事業編）」を策定する。

京都議定書の概要

○先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定

【数値目標】

対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF₆

基準年：1990年（HFC、PFC、SF₆は、1995年としてもよい）

吸収源：森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入

目標期間：2008年から2012年

目標：各国毎の目標→日本△6%、米国△7%、EU△8%等

先進国全体で少なくとも5%削減をめざす。

○京都メカニズムの導入

・排出量取引 ・クリーン開発メカニズム ・共同実施など

2. 前計画（第3期）の概要について

(1) 策定期間

平成31年3月（改訂：令和4年5月）

(2) 計画期間

平成30年度から平成34年度（以下、令和4年度）の5年間（基準年度：平成28年度）

(3) 対象となる範囲

本町の事務及び事業（対象施設は以下のとおり）

施設区分	施 設 の 名 称
教育施設	児童館、給食センター、図書館、小・中学校、幼稚園、保育園、母子通園センター
保健福祉施設	保健福祉センター、病院
コミュニティ施設	生涯学習センター、各集会所、サーモン科学館、各運動施設、北方領土館、ポー川史跡自然公園
その他の施設	下水道管理センター、各浄水施設、清掃センター、バス待合所、重機車庫、防犯灯、無線中継局、ふれあい加工体験センター
役場庁舎	役場庁舎

(4) 削減目標

令和4年度における温室効果ガス総排出量の目標に対して、基準年である平成28年度と比較して、1%以上の削減とする。

(5) 目標達成状況

上記の削減目標から、目標年度の令和4年度の総排出量の目標値は3,333,017 kg-CO₂以下と設定しているが、実績値が2,630,694 kg-CO₂となっており、計画の目標以上の削減を達成している。

第3期計画（平成30～令和4年度）における目標達成状況			
基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和4年度)	削減率
3,366,684	3,333,017	2,630,694	
(kg-CO ₂)	(kg-CO ₂)	(kg-CO ₂)	
			21%以上

第2章 第4期実行計画の基本的事項

1. 計画の目的

この実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき本町の事務事業に関し、自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、町内事業者や町民の取り組みを促し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十條の三

第二十條の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- （略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画の期間、目標年度

本計画の期間は、国の地球温暖化対策計画に即し、最終の計画年度は令和12年度（2030）までとします。ただし、社会情勢を踏まえて、5年毎に計画を見直しする。

第4期計画の目標は、今後5年後の計画見直しを行う令和9年度とし、計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

3. 基準年度

計画の策定にあたっての基準年度は、国の地球温暖化計画に準拠して基準年度を平成18年度（2006年度・第1期計画基準年）として削減目標等を定める。

4. 施設等の対象範囲

この実行計画の対象は「本町の事務及び事業」で、主な対象施設は次に示すとおりとする。

施設区分	施 設 の 名 称
教育施設	児童館、給食センター、図書館、小・中学校、認定こども園
保健福祉施設	保健福祉センター、病院
コミュニティ施設	生涯学習センター、各種集会所、各種運動施設、サーモン科学館、北方領土館、ポー川史跡自然公園、金山スキー場、海の公園（交流ハウス・キャンプ場）
その他の施設	下水道管理センター、各浄水施設、清掃センター、バス待合所、重機車庫、防犯灯、無線中継局、ふれあい加工体験センター
役場庁舎	役場庁舎

※各施設、担当で所管している公用車はそれぞれの施設に含める。

5. 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が対象とする温室効果ガスは以下の 7 種類とされている。

「地球温暖化対策の推進に関する法律で対象となる温室効果ガス」

区分	主な発生源
二酸化炭素（ CO_2 ）	石油、天然ガスの燃焼など
メタン（ CH_4 ）	農業関連、廃棄物の埋立、燃料の燃焼
一酸化二窒素（ N_2O ）	燃料の燃焼、肥料の生産・使用など
ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）	冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤
パーフルオロカーボン（ PFC ）	半導体の洗浄ガスなど
六フッ化硫黄（ SF_6 ）	変圧器などの絶縁ガス
三フッ化窒素（ NF_3 ）	半導体製造でのドライエッチングなど

以上の 7 種類の温室効果ガスのうち、日本における温室効果ガスの総排出量の内訳（2021 年度）において二酸化炭素が約 90.9%、メタンが約 2.3%、一酸化二窒素が 1.7%を占めている。

こうした状況を踏まえて、本計画の対象とするガスの種類を【二酸化炭素】【メタン】【一酸化二窒素】とする。

第3章 温室効果ガスの排出状況

1. 基準年度における温室効果ガスの排出状況

標津町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成18(2006)年度と第3期計画の目標年度である令和4年度の燃料使用量の実績は以下のとおり。

標津町のすべての事務・事業の実施に伴う燃料使用量

項 目				単位	平成18年度	令和4年度	対比
温 室 効 果 ガ ス 算 定 対 象	燃 料 使 用 量	ガソリン		ℓ	22,857.39	23,687.15	103.63%
		灯油		ℓ	214,873.72	175,866.80	81.85%
		軽油		ℓ	37,438.45	32,793.67	87.59%
		A重油		ℓ	344,906.00	310,970.00	90.16%
		液化石油ガス(LPG)		m³	3,472.56	4,159.80	119.79%
	電気使用量			kwh	2,832,060.00	2,082,726.00	73.54%
	自 動 車 の 走 行	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	ℓ	17,176.46	18,616.43	108.38%
			普通貨物車	ℓ	0.00	0.00	0.00%
			小型貨物車	ℓ	1,950.74	1,222.30	62.66%
			軽貨物車	ℓ	2,823.08	0.00	0.00%
			特殊用途車	ℓ	140.07	2,104.00	1502.11%
		軽 油	普通・小型乗用車	ℓ	6,045.69	1,863.40	30.82%
			普通貨物車	ℓ	4,142.20	5,956.10	143.79%
			小型貨物車	ℓ	9,101.73	2,703.76	29.71%
	特殊用途車		ℓ	1,447.75	8,398.31	580.09%	
	下水処理量（終末処理場）			m³	618,890.20	829,681.30	134.06%
	ディーゼル機関（定置式）における灯油の使用量			ℓ	2,123.80	0.00	0.00%
ディーゼル機関（定置式）における軽油の使用量			ℓ	213.00	0.00	0.00%	
家庭用機器における灯油の使用量			ℓ	210,011.92	175,866.80	83.74%	
家庭用機器におけるLPGの使用量			m³	2,676.56	3,149.70	117.68%	
ガス・ガソリン機関（定置式）におけるLPGの使用量			m³	796.00	1,010.10	126.90%	

2. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量の計算方法

温室効果ガスの総排出量は、項目毎に把握した燃料使用量から算定されたガスの種類毎の排出量に、二酸化炭素を1として表した「地球温暖化係数」を乗じ、二酸化炭素換算した総排出量を算出する。

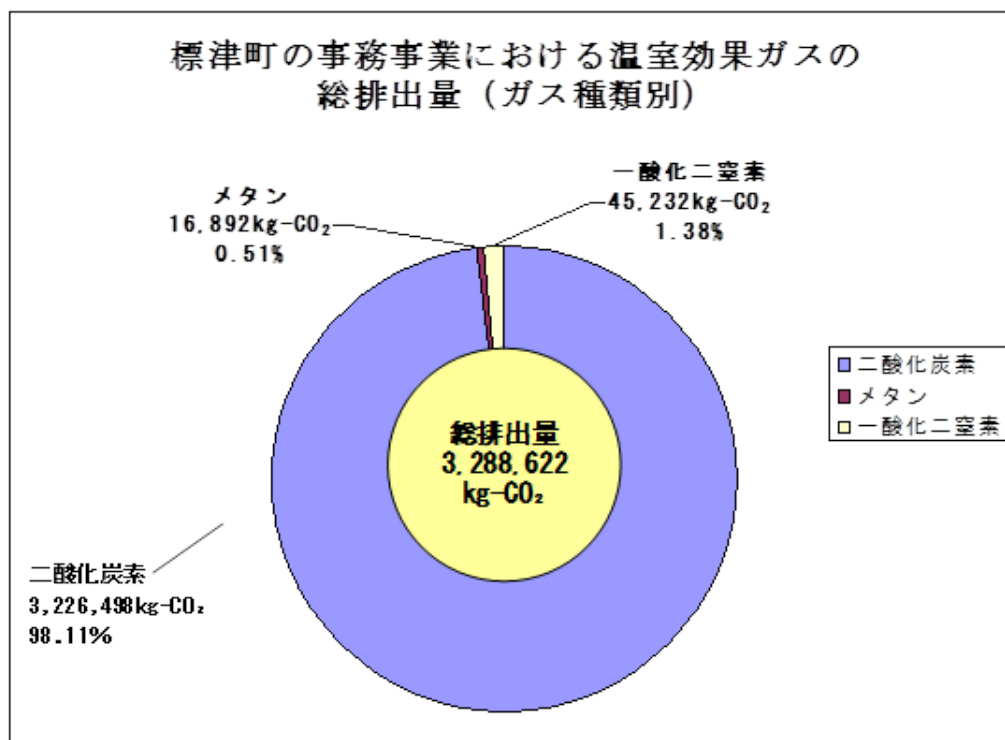
各温室効果ガスの地球温暖化係数

ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	298

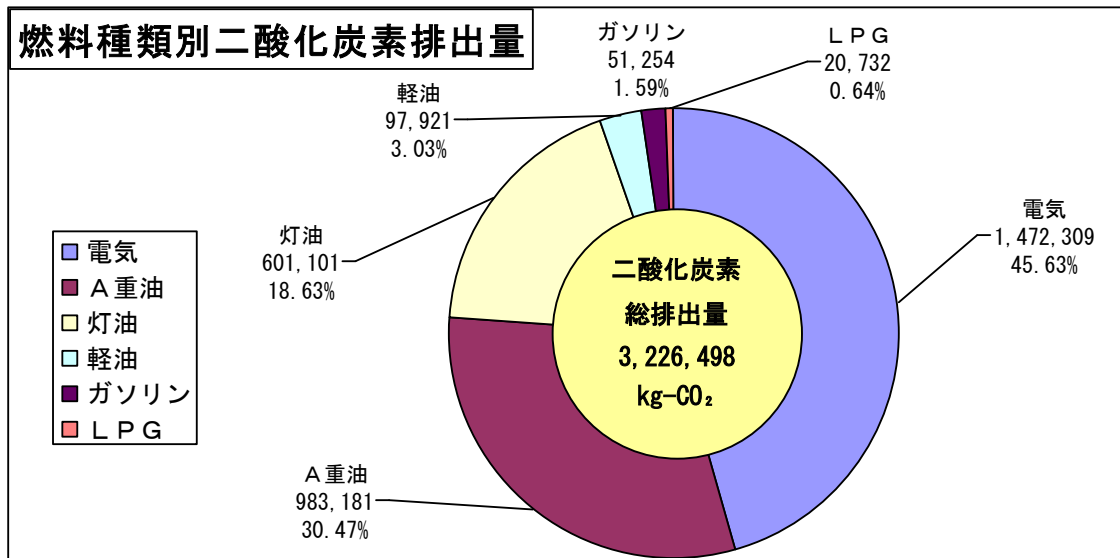
(2) 標津町の事務・事業における温室効果ガスの総排出量 【平成18年度基準値】

基準値となる平成18年度の標津町の事務・事業における温室効果ガスの総排出量は、**3, 288, 622 kg-CO₂**で、その大部分(98.05%)が二酸化炭素で占められている。

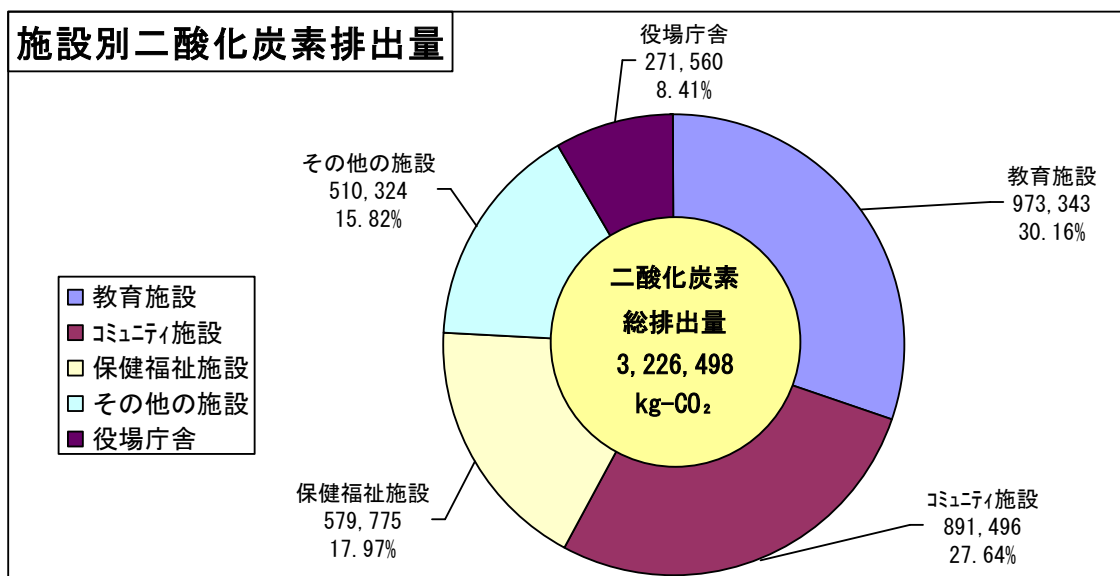
温室効果ガス	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素(CO ₂)	3, 226, 498	98.11%
メタン(CH ₄)	16, 892	0.51%
一酸化二窒素(N ₂ O)	45, 232	1.38%
計	3, 288, 622	100.00%



温室効果ガス総排出量の約98%を占める二酸化炭素のうち、使用した燃料種類別の排出量は、電気の使用に伴うものが45.63%、A重油の使用に伴うものが30.47%、灯油の使用に伴うものが18.64%となっており、この3種類で二酸化炭素排出量の約95%を占めている。



施設区別の二酸化炭素排出量は、教育施設が30.16%、コミュニティ施設が27.64%、保健福祉施設が17.97%、その他の施設が15.82%、役場庁舎が8.41%となっている。



また、燃料種、施設種別で比較するとコミュニティ施設での電気の使用に伴うものが(15.98%)一番多く、それに続いてその他の施設での電気の使用によるもの(14.55%)、教育施設での灯油の使用によるもの(13.62%)、保健福祉施設でのA重油の使用によるもの(12.64%)、となっている。

燃料種・施設種別二酸化炭素排出量【平成18年度基準値】

施設種類	燃料種類	二酸化炭素排出量	全体に対する割合
教育施設	灯油	439,488	13.62%
	電気	250,503	7.76%
	軽油	922	0.03%
	ガソリン	7,529	0.23%
	L P G	11,420	0.35%
	A重油	263,481	8.17%
コミュニティ施設	灯油	117,588	3.65%
	電気	515,472	15.98%
	軽油	12,639	0.39%
	ガソリン	8,869	0.28%
	L P G	2,014	0.06%
	A重油	234,914	7.28%
保健福祉施設	灯油	6,962	0.22%
	電気	151,418	4.69%
	軽油	0	0.00%
	ガソリン	8,427	0.26%
	L P G	5,106	0.16%
	A重油	407,862	12.64%
その他の施設	灯油	36,829	1.14%
	電気	469,297	14.55%
	軽油	2,842	0.09%
	ガソリン	1,230	0.04%
	L P G	126	0.00%
	A重油	0	0.00%
役場庁舎	灯油	234	0.01%
	電気	85,619	2.65%
	軽油	81,518	2.53%
	ガソリン	25,199	0.78%
	L P G	2,066	0.06%
	A重油	76,924	2.38%
全体計		3,226,498	100.00%
施設別内訳	教育施設	973,343	30.16%
	コミュニティ施設	891,496	27.64%
	保健福祉施設	579,775	17.97%
	その他の施設	510,324	15.82%
	役場庁舎	271,560	8.41%
燃料種類別内訳	灯油	601,101	18.64%
	電気	1,472,309	45.63%
	軽油	97,921	3.04%
	ガソリン	51,254	1.59%
	L P G	20,732	0.63%
	A重油	983,181	30.47%

月別の二酸化炭素排出量は、温暖期（５月から１０月）は月平均 185,020kg-CO₂ と少なく、寒冷期（１１月から４月）は月平均 352,730kg-CO₂ と多くなっている。

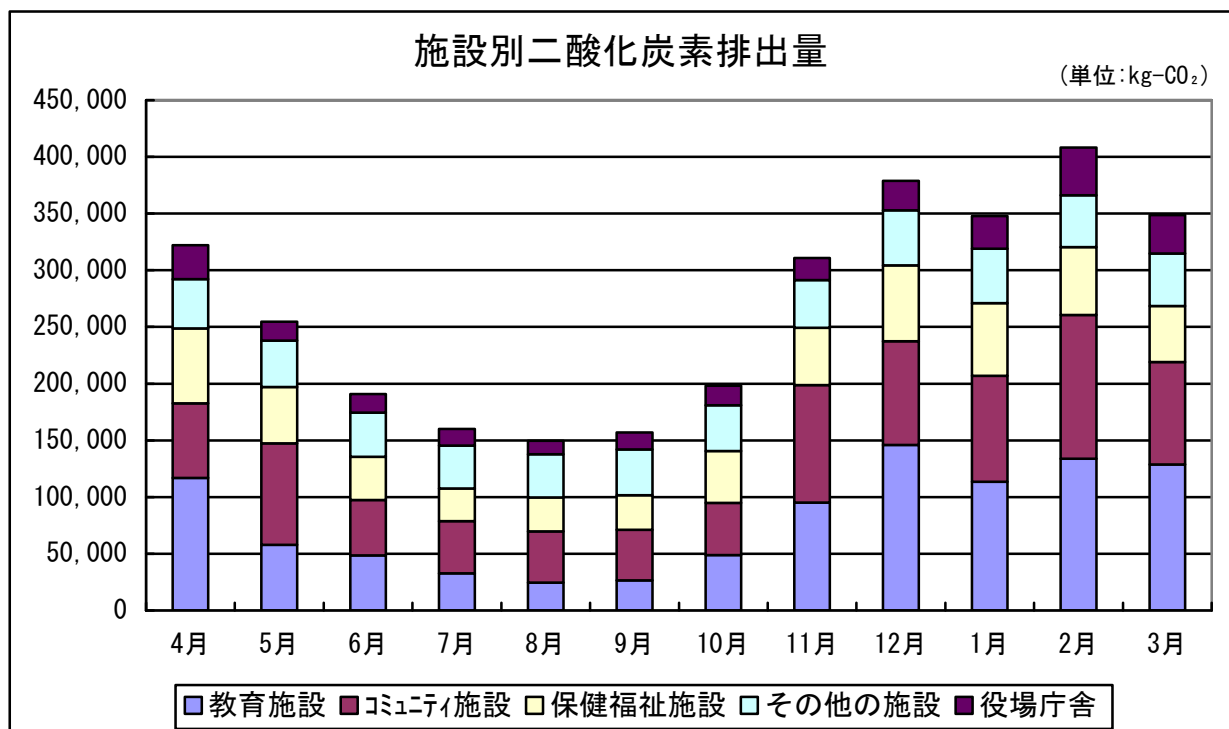
	総排出量	1ヵ月当たり排出量(平均)
温暖期(5月～10月)	1,110,118	185,020
寒冷期(11月～4月)	2,116,380	352,730
年間	3,226,498	268,875

施設別の二酸化炭素排出量については、一定の暖房が必要な教育施設、保健福祉施設、コミュニティ施設は寒冷期の二酸化炭素排出量が増加する傾向がある。その他の施設、役場庁舎については寒冷期に排出量は多くなるが、他の３施設ほどの増加はない。

月別二酸化炭素排出量（施設別）

（単位：kg-CO₂）

	教育施設	コミュニティ施設	保健福祉施設	その他の施設	役場庁舎	合計
4月	116,759	66,014	66,026	43,433	29,748	321,980
5月	57,868	89,388	49,748	40,935	16,605	254,544
6月	48,469	49,015	38,090	38,883	16,328	190,785
7月	32,876	45,774	28,916	37,805	14,575	159,946
8月	24,493	45,200	29,931	38,255	11,792	149,671
9月	26,596	44,633	30,416	40,230	15,172	157,047
10月	48,895	46,051	45,640	40,364	17,175	198,125
11月	95,234	103,433	50,689	41,967	19,392	310,715
12月	146,010	91,447	67,000	48,320	26,129	378,906
1月	113,501	93,565	63,976	48,031	28,844	347,917
2月	133,843	126,700	59,881	45,774	41,914	408,112
3月	128,799	90,276	49,462	46,327	33,886	348,750
合計	973,343	891,496	579,775	510,324	271,560	3,226,498

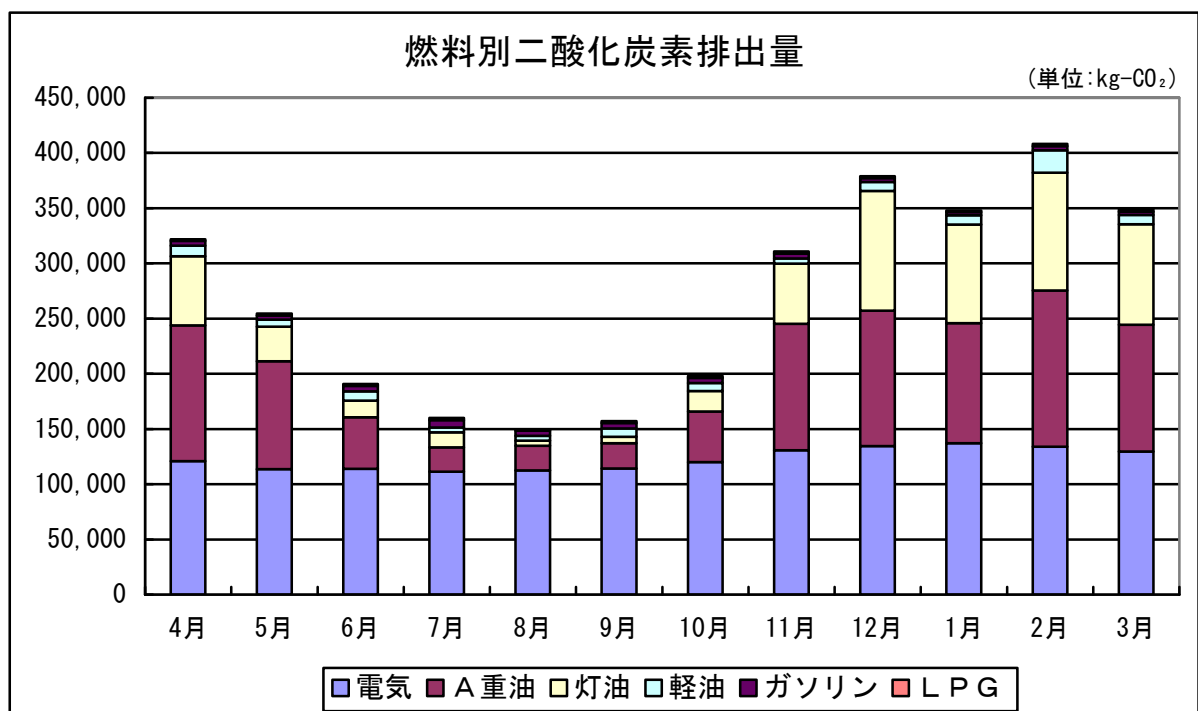


燃料種類別の二酸化炭素排出量については、電気、軽油、ガソリン、LPGの使用によるものは年間を通じて平均的に排出されているが、主に暖房のための燃料である灯油、A重油による排出量は寒冷期に排出量が増加し、温暖期は寒冷期に比べ排出量が大きく減少する。

月別二酸化炭素排出量（燃料別）

（単位：kg-CO₂）

	電気	A重油	灯油	軽油	ガソリン	LPG	合計
4月	120,775	123,215	62,412	9,577	4,284	1,717	321,980
5月	113,756	97,695	31,262	6,353	3,691	1,787	254,544
6月	113,817	46,871	14,897	8,435	4,960	1,805	190,785
7月	111,391	21,947	13,551	4,595	6,632	1,830	159,946
8月	112,546	22,218	4,600	4,390	4,578	1,339	149,671
9月	114,146	23,032	5,835	7,401	5,054	1,579	157,047
10月	119,982	45,963	18,367	7,254	4,801	1,758	198,125
11月	130,868	114,371	54,625	4,517	4,351	1,983	310,715
12月	134,450	122,705	108,540	8,107	3,285	1,819	378,906
1月	137,084	108,880	89,225	8,497	2,930	1,301	347,917
2月	133,822	141,628	106,722	20,400	3,756	1,784	408,112
3月	129,672	114,656	91,065	8,395	2,932	2,030	348,750
合計	1,472,309	983,181	601,101	97,921	51,254	20,732	3,226,498



これらのことから、標津町の事務・事業の実施における二酸化炭素の排出については、以下の特徴があげられる。

- ・標津町の事務・事業により排出される温室効果ガスの 98.11%を二酸化炭素が占める。
- ・二酸化炭素総排出量のうち、電気・A重油・灯油の使用に伴うものが二酸化炭素総排出量の約 95%を占める。特に電気の使用に伴うものは全体の約 45%を占める。
- ・電気・ガソリン・軽油・LPGは月毎の変動が少なく、通年一定量の二酸化炭素を排出している。
- ・灯油・A重油は主に暖房に利用するため、寒冷期に排出量が多く、温暖期に排出量が減少する。
- ・教育施設・保健福祉施設・コミュニティ施設などの暖房を多く利用する施設は寒冷期の二酸化炭素排出量が多い。
- ・その他の施設・役場庁舎は、ほぼ通年にわたり平均的に二酸化炭素を排出している。

第4章 目標

1. 温室効果ガス総排出量の削減目標

標津町の事務・事業における温室効果ガスの排出量は、基準年度である平成 18 年度は 3,288,622kg-CO₂で、そのうち二酸化炭素排出量は 3,226,498kg-CO₂となっており、温室効果ガス排出量の約 98%を占めている。

この二酸化炭素排出量のうち電気・灯油・A重油の使用による排出が全体の約 94%を占めており、特に電気については二酸化炭素排出量の約 45%を占めている。

灯油・A重油は暖房用燃料としての用途がほとんどであり、寒冷期における二酸化炭素排出量が多くなっている。当町の気候上、寒冷期の暖房は欠かすことができず、使用される施設も教育施設、保健福祉施設、コミュニティ施設などの町民生活と直結した施設が多いため大きな削減は望めない状態である。

しかし、電気については、年間を通じてほぼ一定量の二酸化炭素を排出しており、これらの中には常に稼動していなければならない機器類のほかに、日常の事務に使用するものも多く含まれることから、こまめに電源を切るなどの小さな削減を継続していくことや、電力消費量が少ない機器に変更していくことで一定量の削減は可能と思われる。

その他の燃料についても、今まで取り組んできた省エネ対策を改めて見直し実行することで一定量の削減は可能であると考えられる。

標津町は、まちの普遍的財産である豊かな「水とみどり」を守り、郷土を未来の町民に誇りをもって引き継いでいくために、脱炭素を通じた取り組みが必要である考えから、令和 5 年 3 月 7 日の標津町議会第一回定例会において、「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言している。

宣言以前の平成 18 年度から本計画の第 1 期計画を策定し、様々な省エネルギー対策に取り組んでいる。基本的な燃料等の使用量について、大きな削減は望めない状態ではあるが、省エネルギー効果の大きい設備への改修や職員個々の取り組みにより、平成 18 年度における温室効果ガス総排出量を、令和 9 年度までに 21%以上削減することを目標とする。

削減目標		排 出 量	
削減率	削減量	基準年度	目標年度
		平成 1 8 年度	令和 9 年度
2 1 % 以上	698, 302	3, 288, 622	2, 590, 320
	(kg-CO ₂)	(kg-CO ₂)	(kg-CO ₂)

各項目別の温室効果ガス排出量と削減目標値

(kg-CO2)

調査項目	基準年 (平成18年度)	目標年 令和9年度	第3基計画 実績値 (参考)	削減量	削減率
ガソリン	53,827	51,906	52,965	1,921	3.6%
軽油	99,007	83,076	84,771	15,931	16.1%
灯油	604,460	433,439	437,817	171,021	28.3%
A重油	983,181	834,186	842,612	148,995	15.2%
L P G	20,871	12,385	12,638	8,486	40.7%
電気	1,472,309	1,120,551	1,143,419	351,758	23.9%
下水処理	54,967	54,778	56,472	189	0.3%
合計	3,288,622	2,590,320	2,630,694	698,302	21%以上

各項目別の燃料使用量と削減目標値

調査項目	基準年 (平成18年度)	第4期計画 目標年 (令和9年度)	第3期計画 実績値 (参考) (令和4年度)	削減量	削減率
ガソリン	22,076 ℓ	21,281 ℓ	23,687 ℓ	795 ℓ	3.6%
軽油	37,386 ℓ	31,367 ℓ	175,867 ℓ	6,019 ℓ	16.1%
灯油	241,458 ℓ	173,125 ℓ	32,794 ℓ	68,333 ℓ	28.3%
A重油	362,849 ℓ	307,696 ℓ	310,970 ℓ	55,153 ℓ	15.2%
L P G	3,455 m ³	2,049 m ³	4,160 m ³	1,406 m ³	40.7%
電気	2,932,869 kwh	2,231,913 kwh	2,082,726 kwh	700,956 kwh	23.9%
下水処理	807,419 m ³	804,997 m ³	829,681 m ³	2,422 m ³	0.3%

第5章 具体的な取り組み

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等につながる取り組みを全職員で、各部署の役割・業務内容や場面に応じて実行する。

この際には、自主的、積極的に取り組み、職場全体で取り組みの徹底を図る。

なお、生涯学習センターや保健福祉センターなどの住民サービスを主体としている機関については、サービスの質の確保との両立を図りながら取り組むものとする。

また、直接、二酸化炭素排出量の削減にはつながりませんが、間接的に地球温暖化防止につながる取り組みにも努める。

1. 日常的な取り組み

(1) 燃料の使用にあたっての取り組み	1. ナチュラルビズを推進し、暖房温度は適正な温度（22℃以下）を保つ。 2. ガスコンロ、ガス湯沸かし器の効率的使用を図る。 3. 公用車の急発進、急加速、不要なアイドリングはしない。 4. 公用車は経済速度で走行し、不必要な物は積載しない。 5. 公用車の相乗りにより、効率的な利用を図る。 6. 近距離の移動はできる限り、徒歩や自転車を使用する。 7. 新規に公用車を導入する場合は、可能な限り低公害車（ハイブリッド車）など省エネ法の基準を満たした低燃費車を購入する。 8. ノーマイカーデーを設定し、自家用車による通勤をできるだけ控える。
(2) 電気・水道の使用にあたっての取り組み	1. 照明や街灯、安全灯等の新設、更新を行なう際は、LED化を積極的に検討し、耐用年数の長いものに変更する。 2. 昼休みは来客のない事務所や会議室の消灯を徹底する。 3. ノー残業デーの遵守を徹底する。時間外勤務時の不要照明の消灯を徹底する。 4. 照明器具（蛍光管や反射傘）の清掃に努め照明効率を図る。 5. 照明器具の管理を徹底し、不要な照明は撤去する。 6. 自然光を取り入れ、窓際の照明の消灯に努める。 7. O A機器の電源は、業務終了次第切る。 8. テレビ等は主電源を落とす。 9. 長時間使用しない電化製品は、コンセントを抜く。 10. 水道の使用をできるだけ控え、節水に努める。 11. 公共施設の照明及び誘導等は省エネ効果が高く、耐用年数の長いものに変更する。 12. 文書管理システムの活用により、立案決裁及び申請等文書の電子

	申請を図り、印刷に要する電力等を削減する。 13. ハンカチを持参し、エアタオルの使用を控える。
(3) 物品の購入にあたっての取組み	1. 文具・事務機器等はエコマークやグリーンマークが表示されているものか同等の製品を購入する。 2. リサイクル素材を使用した製品や、リサイクルしやすい設計の製品を購入する。 3. コピー用紙は古紙配合率70%以上、白色度80%以上のものを購入する。(証明書や認定証などは除く。) 4. 紙製品はできる限り古紙配合率が高いものを購入する。 5. 冷蔵庫・洗濯機・テレビ・蛍光灯・その他の電気製品は、エネルギー消費効率が高い省エネルギー型の製品を購入する。 6. OA機器7品目(コンピューター、ディスプレイ、プリンター、ファクシミリ、複写機、複合機、スキャナ)は、原則として国際エネルギースターマークが表示されているものを購入する。(リースの場合も同様とする。)
(4) 施設の新築・改築にあたっての取組み	1. 施設の新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
(5) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	1. 印刷物は、可能な限り両面印刷をする。 2. 裏面が使用できる廃紙は再利用する。 3. 会議用資料の作成は最小限とし、事前配布資料等はその持参を呼びかける。 4. シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限にする。 5. メモ用紙は、不用紙を利用する。 6. 使用済み封筒は再利用する。 7. ファイル・フォルダー等の再利用を心掛ける。 8. コピー印刷は最小限の利用とし、輪転機を有効に活用する。 9. コピー機、プリンターのトナーカードリッジは詰め替え製品を使用する。 10. 課内回覧やお知らせ、通知文書は庁内LANなどの電子媒体を使用するなどしてペーパーレス化を図る。 11. 廃棄物の分別排出の徹底に努める。 12. 使い捨て容器の購入は極力控える。 13. 3R運動の取り組みを推進する。 ※Reduce = ゴミを発生させない。

	※Reuse = ゴミにせず再利用する。 ※Recycle = 資源として再活用する。
(6) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進	1. 職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

2. 将来的な取り組み

将来的な取組とは、既存の燃料ではなく新たに利用可能なエネルギーとその活用方法を検討し、各施設に供給することで燃料等の消費量を減らし温室効果ガス排出量を抑制する取り組みとする。

現在検討している新エネルギー及び活用方法は以下のとおりで、将来的にこれらのいくつかを利用することで燃料使用量及び温室効果ガス排出量の抑制を図る。

①公共施設、学校、公園施設等への温泉熱発電、太陽光発電、パッシブソーラー、雪冷房などの導入及びZEB化の検討。

②道路・公園等への太陽電池・風力ハイブリッド照明灯の設置の検討

③クリーンエネルギー自動車の導入の検討

④役場や病院等への独立電源としての温泉熱発電、太陽電池・風力ハイブリッド電源、コージェネレーション等の導入の検討

第6章 実行計画の推進・点検・公表

1. 計画の推進体制

本計画に掲げた削減目標を達成するため、推進体制の事務局を住民生活課に置き、各課と連携し計画の着実な推進と進行管理を行う。

2. 職員に対する啓発

職員に対し地球温暖化対策に関する情報提供を行うとともに、計画の取り組みについての啓発を行う。

3. 点検評価

事務局は、各課より定期的に進捗状況を把握し、達成状況の点検を行う。

4. 公表

温室効果ガスの排出量や取り組み状況等については、広報誌及び標津町役場ホームページで公表する。

5. 計画の見直し

温室効果ガスの排出量や取り組み状況等の結果を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。